



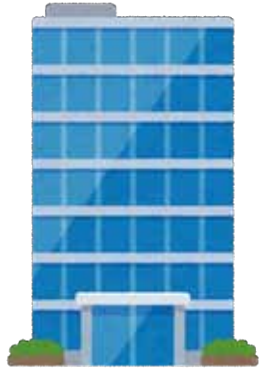
事業主の皆さんへ 償却資産の申告は お済みですか？

1月31日(火)は、償却資産申告書の提出期限でした。まだ申告書を提出されていない事業主は、至急ご提出をお願いします。

申告用紙が届いていない場合や不明な点がある場合は、お問い合わせください。

市ホームページからも申告の手引き・様式をダウンロードできます。

■提出先 佐賀市役所 資産税課
(3階西側 償却資産申告窓口)
郵送受付可



◎問い合わせ

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号
佐賀市役所 資産税課 償却資産担当
☎40-7073 FAX25-5408 ✉shisanzei@city.saga.lg.jp



第5回 佐賀市自治 基本条例検証委員会

市民等が主体となり、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため施行された「佐賀市まちづくり自治基本条例」の規定を検証するための委員会です。

■日時 3月2日(木) 10時～

■場所

佐賀商工ビル 7階 共用大会議室
(白山2丁目1-12)

■傍聴者定員 先着10人

■傍聴方法

直接会場にご来場
いただき、傍聴者受
付を行ってください。



◎問い合わせ

協働推進課 市民活動推進係
☎40-7078 FAX40-7385 ✉kyodo@city.saga.lg.jp



佐賀市 掲示板



国民健康保険・後期高齢者医療制度・ 国民年金加入者の皆さんへ ～所得の申告をお願いします～

世帯内に未申告の人がいると、所得が一定金額を超えない世帯に対する、保険税(料)の軽減制度が適用できません。

また、「限度額適用(標準負担額減額)認定証」の交付も受けることができません。

収入がない人、非課税所得(障害年金・遺族年金等)のみで誰からも扶養されていない人、市外に住む人に扶養されている人は、市県民税の申告を行ってください。

◎問い合わせ

本庁 保険年金課

◆国民健康保険に関すること
国保税一係 ☎40-7272
給付係 ☎40-7271

◆後期高齢者医療に関すること
後期高齢者医療係 ☎40-7274

◆国民年金に関すること
国民年金係 ☎40-7275 FAX40-7390
✉hoken@city.saga.lg.jp



農業者の皆さんへ 青色申告を はじめましょう

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールで、税制上のメリットもあります。

個人の場合、3月15日(水)までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」をご提出ください。

申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告が可能です(申告時期は平成30年2月～3月)。

また、青色申告を行っている農業者は今後導入予定の収入保険制度(品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する制度)に加入できます。



◎問い合わせ

九州農政局 佐賀支局 地方参事官室
☎23-3131